

浜松市企業立地推進本部設置要領

(設置)

第1条 浜松市の持続的成長・発展に向け、産業振興の基盤となる企業立地を推進するため、浜松市企業立地推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 大規模な立地を可能とする土地の開発調整に関すること
- (2) 市街化調整区域、農業振興地域等における規制緩和の検討に関すること
- (3) 前号に定めるもののほか、企業立地を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は企業立地を事務分担する副市長を、部員は関係部長等をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 会議において必要と認めるときは、本部員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 企業の立地調整を迅速に行うため、推進本部に、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事は、関係課長等をもって充てる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、浜松市産業部企業立地推進課に置く。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年7月26日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。